

## 誓約書（兼同意書）

愛知淑徳大学長 殿

私は、学則及び諸規程・規則を在学契約の内容とすることに同意し、学則及び諸規程・規則、本紙に記載の誓約事項を遵守することを誓約いたします。

また、私は、私に関する個人情報について、保証人への提供並びに学内機関等において利用されること及び本紙に記載の同意事項について理解し、同意します。

入学者氏名(自署)	⑩
入学者の生年月日	西暦 年 月 日生
現住所(自署)	〒 -
電話番号	( ) -

上記の者に関して、学則及び諸規程・規則を在学契約の内容とすることに同意し、学則及び諸規程・規則等を堅く守らせることはもちろん、学納金等の納入をはじめ、本人に関することはすべて下記保証人でお引き受けすることを誓約いたします。

また、私は、私に関する個人情報について、学内機関等において利用されることに同意します。

保証人氏名(自署) (保護者又はそれに準ずる人)	⑩
保証人の生年月日	西暦 年 月 日生
入学者との続柄	※該当のものに○印をつけてください。 父・母・祖父・祖母・おじ・おば その他( )
現住所	〒 -
電話番号	( ) -

**【注意】 p.2~4 の内容を必ず確認のうえ、入学者本人、保証人それぞれ自署してください。**

所 属		受 験 番 号
大 学	学 科	専 攻
大学院		研 究 科



## 〔誓約事項〕

### 1. 学生生活における禁止事項等について

愛知淑徳大学学生として、大学の定めるとおり規則はもちろん、近隣の住民の方々や商業施設等の方々への迷惑行為は絶対おこないません。

万一これらの行為が明らかになった場合は、学則に従って懲戒等いかなる処分にも従います。また、禁止事項における事故等におけるすべての責任は私が負い、大学には一切ご迷惑をかけません。

#### ○禁止事項

##### 〈学部〉

- ・自家用車での通学禁止（星が丘キャンパスはバイク通学も含む）
- ・交通安全講習の未受講者のバイク通学禁止・バイク駐輪場使用禁止（長久手キャンパスのみ）
- ・キャンパス内の指定場所以外での喫煙禁止（キャンパスに隣接した道路等も含む）
- ・キャンパス内での飲酒禁止

##### 〈大学院〉

- ・自動車およびバイク通学許可者以外の自動車およびバイク通学禁止（長久手キャンパスのみ）
- ・自動車およびバイク通学の禁止（星が丘キャンパスのみ）
- ・キャンパス内の指定場所以外での喫煙禁止（キャンパスに隣接した道路等も含む）
- ・キャンパス内での飲酒禁止

### 2. 「子ども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」に伴う誓約事項

私は、4 ページ目に記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

※ なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。

## 〔同意事項〕

### 1. 「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」に伴う同意事項

- ① 法の施行日（令和8年12月25日を予定）以降、実習等を行う前に、法に基づく犯罪事実確認が行われる可能性があること。この手続を通じて特定性犯罪前科が確認された実習生については、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等に接する実習等を行うことはできないこと。
- ② 実習等を行うことができない場合は、教職課程を履修して取得可能な教員免許状及び保育士養成課程を修了して指定保育士養成施設を卒業することにより得られる保育士資格の取得要件を満たすことはできないこと。

### 2. 個人情報の取り扱いについて

愛知淑徳大学(以下、「本学」といいます)では、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報を厳重に管理します。

本学では、「個人情報の保護に関する基本方針」及び「愛知淑徳大学個人情報の保護に関する規程」を制定し、本学ホームページ(<https://www.aasa.ac.jp>)にも公開しています。

1. 本学所定の手続においてお知らせいただいた氏名、住所、電話番号その他すべての個人情報は、教学および大学生生活全般に関する下記業務およびこれらに付随する業務をおこなうために利用します。
  - (1) 教学に関する管理、連絡および手続
  - (2) 学生生活全般に関する管理、連絡および手続
  - (3) 大学の施設・設備利用に関する管理、連絡および手続
  - (4) 本人および保証人宛に送付する各種書類の発送
  - (5) その他の連絡
2. 次に掲げる本学関連団体は、氏名、住所、電話番号その他すべての個人情報を当該各号の目的の範囲内で本学と共同して利用します。
  - (1) 愛知淑徳大学後援会※ 会員への案内・連絡、機関紙送付
  - (2) 株式会社淑徳サービス 学生生活支援サービス
  - (3) 愛知淑徳大学同窓会(桜楓会) 同窓会名簿作成、会員への案内・連絡、機関紙送付
3. 前項による共同利用においては、本学をもって、個人データの開示等請求及び苦情の受付先となり、かつ個人データの内容訂正、安全管理その他個人データの管理についての責任者となります。

なお、上記の業務は、本学および本学関連団体により当該業務の委託を受けた業者(以下、「委託業者」といいます)においておこなう場合があります。この業務委託にあたり、受託業者に対して委託業務を遂行するために必要となる限度で、お知らせいただいた個人情報を提供することがあります。あらかじめご了承ください。

※愛知淑徳大学後援会は大学の教育の向上と学生の福祉増進を目的とする後援組織で、保証人の方々に会員となっただいただいています。

(参照条文)

※「特定性犯罪」について、次の期間内の前科が対象となります。

拘禁刑(服役): 刑の執行終了等から 20 年

拘禁刑(執行猶予判決を受け、猶予期間満了): 裁判確定等から 10 年

罰金: 刑の執行終了等から 10 年

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律  
(令和6年法律第 69 号)(抄)

(定義)

第二条(略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
  - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
  - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
  - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
  - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの